

Business Certificate news

No.: TCCI-0007

Date: 2011年3月23日

不可抗力事態発生のお知らせ

今回の大震災、津波、福島原発事故による製造工場の被災や、停電・燃料不足・交通網遮断・避難勧告等が原因で/またはその影響により、海外向け契約履行不能・納期遅延（の可能性）が発生したことで、海外契約相手先に対し「不可抗力事態発生のお知らせ」を行う必要性が、多数の企業で出てきています。

東京商工会議所では、「不可抗力事態発生のお知らせ」そのものを行う事はできませんが、貿易登録をして頂いている企業・個人事業者が作成された「不可抗力事態発生のお知らせ」に対し、サイン証明を行う事ができますので、ご利用ください。

サイン証明は「書類上に自署された署名が、商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が正規に作成されたものである事を間接的に証明する」もので、この種通知文書への商工会議所の認証形式として、従来ご利用頂いております。

サイン証明のご申請については、下記東京商工会議所ホームページ中の、証明センターページ「貿易関係証明についてーサイン証明」項をご参照ください。

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/IV_rev1.html

(ご参考)

今回の大震災発生以降に東京商工会議所証明センターに実際に申請のあった、本件に係る書類のいくつかをサンプル化いたしました。記述内容はこれに限定されるものではありませんが、必要に応じ参考資料としてぜひご参照ください。

(Sample/ Notice of force majeure)

1 : 取引への影響を調査中である旨を通知する例 1

<http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/beginner/douga/sign/Notice-offorce-majeure01.html>

2 : 取引への影響を調査中である旨を通知する例 2

<http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/beginner/douga/sign/Notice-offorce-majeure02.html>

3 : 不可抗力事態となる可能性のあることを予め通知する例

<http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/beginner/douga/sign/Notice-offorce-majeure03.html>

以上